

ベトナムとの経済交流促進事業委託業務 企画提案指示書

1 目的

ベトナムとの幅広い交流の絆を強化し、経済交流の拡大に結びつけるため、北海道の魅力を発信するプロモーションやセミナー等を開催する。

2 委託業務の内容

(1) 委託期間（予定）

委託契約日から平成29年2月28日（火）まで

(2) 内容

ア ベトナム（ホーチミン等）におけるプロモーションの実施

飲食・小売店等と連携し、ベトナムの消費者に直接北海道観光や道産食材の魅力を伝えるプロモーションを実施すること（2週間以上）

イ ベトナム（ホーチミン等）における魅力発信セミナーの実施

旅行代理店や飲食・小売店等を対象に北海道観光や道産食材の魅力を発信するセミナーを開催すること。

ウ ベトナム（ホーチミン等）における商談会の開催

道内企業の参画を得た商談会を開催すること。

エ 報告書の作成

上記ア～エまでの実施結果について実績報告書を提出すること（電子及び紙媒体（紙媒体は10部））

3 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

ク コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

4 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

- ア これまで海外展開に関する十分な実績を有していること
- イ これまでベトナムにおける事業実績を有していること
- ウ 柔軟かつ的確に業務を執行できる体制を有していること

(2) 企画提案の適合性

- ア 北海道観光や道産食材の魅力を伝えるプロモーションの内容が適切であること。
- イ 北海道観光や道産食材の魅力をセミナーの内容が適切であること。
- ウ 商談会の内容が適切であること。

5 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

6 予算上限額（消費税を含む）

6, 650千円

7 応募手続

(1) 参加表明書（別添様式1）の提出

ア 提出部数

1部

イ 提出期限

平成28年3月17日（木）午後3時00分（必着）

ウ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部地域経済局国際経済室経済交流グループ
電話 011-204-5342
担当 小笠原、天野

エ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書（別添様式2）の提出

ア 提出部数

9部（1部は提案者名を記載したもの。残り8部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

イ 提出期限

平成28年3月30日（木）午後3時00分（必着）

ウ 提出場所

（1）ウに同じ

エ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

8 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

事前に不参加を決定した場合は、3月28日（月）午後5時までに上記7（1）ウの担当窓口へ連絡すること。

- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
7(1)ウに同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。
ただし、提出者が5者を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。